

市民の皆さんのまちづくりを応援する 市民参加型補助金制度！

市では、市民との協働の観点から公共サービスの新たな担い手を育成することを目的に、「市民団等が行う公益的な事業にかかる経費の一部」を補助する公募型の補助金制度を創設しました。

この制度では、行政では補いきれない多様な市民ニーズに応えられる、市民の視点からの自由な発想の事業を応援します。

1. 事業概要

市民団体が企画した平成20年4月1日～21年3月31日に実施する事業を募集し、その中から採択された事業に対して補助金を交付

※応募期間前に着手した事業も受付

2. 補助額（予算額：500万円）

1事業50万円を限度とし、次の（1）か（2）（いずれか低い額）で決定（予算の範囲内）

（1）補助対象経費の総額（直接必要な経費から備品等財産の取得に関する経費、食糧費等を除いた額）の50％に相当する額の範囲内で、応募団体が必要とする額

（2）補助対象経費の総額から補助対象事業に対する収入（入場料、売上金など）を差し引いた額

※補助金の交付回数は3回を限度とする。この場合において、補助金は1年度単位の事業を対象とし、毎回申請に基づく審査により決定

3. 応募方法

申請書類を持参または郵送（簡易書留）

※申請書類等は、市民協働推進課で配付（市ホームページからダウンロード可）

◇応募期間

平成20年7月1日（火）～31日（木）必着

4. 事業要件

（1）市内で実施される事業であること

（2）事業の公共性、効果が認められること

（3）行政と市民との協働化社会の構築に向けて補助すべき内容であること

（4）同一事業について、市の補助金（過去も含む）を受けていないこと

（5）事業の実施計画および収支計画が明確であること

（6）補助対象経費が10万円以上であること

5. 応募資格

（1）市内に事務所がある5人以上の市民団体

（2）次に該当しない団体

営利、政治、宗教を目的としたもの、暴力団関係ほか

（3）定款（規約・会則等）を有し、会計処理が適正に行われていること。新設の団体にあっては、見込まれること

※なお、交付決定団体は、事業の実績報告会への参加、実績報告書を作成すること

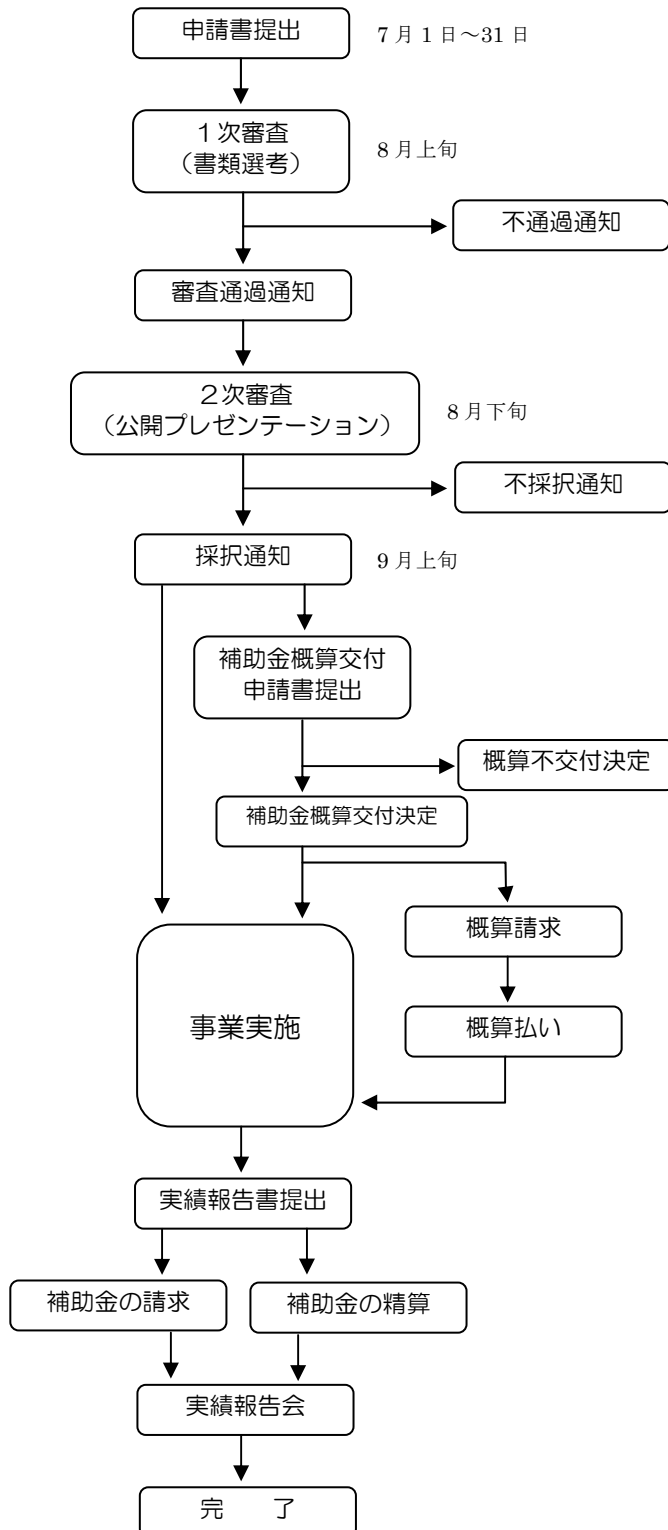
6. 選考方法

1次審査（書類選考）を経た後、2次審査（公開プレゼンテーション）を実施し、採択された事業

の上位から予算の範囲内で決定

※2次審査（公開プレゼンテーション）は、第三者機関の補助金審査委員会が企画書およびプレゼンテーションに基づき総合的に審査

申請書提出から完了するまでの流れ



事業の要件、団体の要件を満たしているか書類審査

1次審査（書類選考）を経た後、2次審査として公開プレゼンテーションを実施し、採択された事業の上位から予算の範囲内で決定
2次審査は、補助金審査委員会が企画書およびプレゼンテーションに基づき総合的に審査

交付決定後、請求。

活動状況等を写真・ビデオ等で記録し、後日、事業報告会、活動PRなどに活用

事業完了後、30日以内または3月末日までに実績報告書を提出

実績報告書に基づき補助金額を確定し、概算払いした補助金の精算

事業報告会、市ホームページ等で事業実績を公表